

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による
特定地域づくり事業協同組合の認定

(清流の国推進部地域振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

組合の名称	白川ワークドット協同組合
組合の住所	岐阜県加茂郡白川町三川923番地4
代表者の氏名	田口 房国
特定地域づくり事業を行う事務所の名称	白川ワークドット協同組合
特定地域づくり事業を行う事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町三川923番地4
地区	岐阜県加茂郡白川町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の有効期間満了の日	令和14年3月17日
組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	—
法第7条の規定により付された条件	—